

大阪市西成区社会福祉協議会 共同募金配分金事業
平成30年度「区社協助成金事業」募集要項

1 目 的

西成区には、子どもから高齢者まで、誰もが安心して安全に暮らすための福祉のまちづくりを目指す活動を目的とした団体、NPO、ボランティアグループ等があり、先駆的・開発的に西成区の地域福祉を推進しています。

当協議会では、それらの団体、NPO、ボランティアグループ等が、さらに広く区民に向けて地域福祉の推進・発展、啓発が期待される事業を行えるよう、福祉活動、並びに地域福祉の増進を目指す事業に対し助成金を交付します。

また、この事業は、赤い羽根共同募金の配分金を地域福祉推進のため効果的に執行することも目的とします。

2 実施主体

社会福祉法人 大阪市西成区社会福祉協議会

3 助成対象団体

西成区内で福祉ボランティア活動を行っているグループ、法人格を有しないが社会福祉活動に実績がある団体、社会福祉法人や NPO 法人などの法人格を有する社会福祉団体

4 助成対象事業及び内容（活動）

広く区民に開かれている、次の事業を対象とします。

- (1) 高齢者に関する事業
- (2) 障がい児・者に関する事業
- (3) 児童・青少年に関する事業
- (4) 住民全般に関する事業
- (5) 安心・安全なまちづくり支援事業
- (6) その他、西成区の地域福祉の推進、発展、啓発が期待される事業

5 助成金額

総額50万円

6 申込方法

「申請書（様式1）」に必要事項を記入のうえ、「事業計画書・予算書（別紙1）」、団体の概要がわかる資料、事業の内容がわかる資料を添付し、大阪市西成区社会福祉協議会地域支援担当まで提出してください。

7 申込期間

平成30年8月20日（月）～9月7日（金）消印有効

8 選考方法

申請書類に基づき、大阪市西成区社会福祉協議会にて審査のうえ、承認（一部減額を含む）または不承認を決定します。

9 決定通知

結果については、文書で通知します。

《決定通知後のおおまかな手続きについて》

・「助成請求書（様式3）」を提出し、申請団体名義の指定口座への振込により助成を行います。

・事業完了後30日以内に「事業報告書・精算書（様式4）」及び必要書類を提出してください。

※詳しくは、助成決定団体にお知らせします。

10 その他

- (1) 西成区社会福祉協議会の善意銀行「特定テーマ」払出、善意銀行払出、地域における居場所づくり支援事業と重複して申請はできません。
- (2) 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問合せをさせていただくことがあります。
- (3) 助成後に交付対象の事業が行われなかった場合、あるいは年度内に実施が困難となった場合は、速やかに大阪市西成区社会福祉協議会に申し出のうえ、返還してください。
- (4) 今回の募集で助成総額予算を超えない場合、以後の申請は随時受け付けて審査を行い、年度予算を超えた時点で終了とします。

《申込み、問合せ先》

社会福祉法人 大阪市西成区社会福祉協議会 地域支援担当：稲田
〒557-0041 大阪市西成区岸里1-5-20 西成合同庁舎8階
電話 6656-0080 FAX 6656-0668